

令和8年度予算に係るまちづくり会議からの要望に係る回答一覧

| 地区番号 | 個票番号 | 地区名 | 申出人 | 件名 | 要望内容 | 対応の種類 | 回答内容 | 部名 | 課名 | 要望の種類 |
|------|------|-------|-----------|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----------------|-----------------|
| 4 | 1 | 津田沼北部 | 津田沼北部連合町会 | 津田沼3丁目1号公園内の線路側の樹木に伴う実地検査 | 津田沼3丁目1号公園内の線路側の樹木が令和7年8月11日(月)の強風により、倒木。当日は、人災もなく一応、安心。本公園は、保育園に至近であり、通園の親御さん方の集いの場であり、休日には周辺の住民の憩いの場となっている。このことから、本公園を含む当連合町内会地域、また、全市内の樹木について、総点検を強く願うもの。事故発生人災があってからでは手遅れ。 | 今年度予算に計上 | ご指摘のとおり、未然に事故を防止するための点検が重要であると認識しております。樹木の点検につきましては市の職員による日常的なパトロールや公園等の管理委託業者と同行してのパトロールを実施し、異常箇所の早期発見に努めております。これに加え、樹木医の専門的な知識を活用する等、未然に危険箇所を取り除けるように日々管理に取り組んでおります。その他、台風シーズン前等、必要に応じて臨時的にパトロールを行っております。引き続き、これらの取り組みを継続し、良好な景観と安全性を兼ね備えた樹木の維持管理に努めてまいります。 | 都市環境部 | 公園緑地課 | 公園・街路樹の維持管理、改良等 |
| 4 | 2 | 津田沼北部 | 津田沼北部連合町会 | 久々田歩道橋の整備または撤去 | 久々田歩道橋については、塩害による赤さびが顕著であり、「津田沼3丁目」の表示も判読不能である。市の表玄関にふさわしい態様とはいえないものであるため、塗装の塗り替えをお願いします。本件は、極端に通行量が少なく歩道橋の体をなされてなく、撤去についても併せて検討をお願いいたします。 | 今年度以降の予算で対応・検討 | 市内の歩道橋の補修や撤去については、令和3年度の点検結果を踏まえた「習志野市歩道橋長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に補修を行っております。現在は、JR津田沼駅北口ペDESTリアンデッキの補修工事を令和7年度から令和9年度まで実施しております。久々田歩道橋につきましては、令和8年度に実施する点検の結果や地元町会との協議を踏まえて、補修または撤去を検討してまいります。 | 都市環境部 | 道路なおす課(旧道路整備課) | 道路の維持管理、改善等 |
| 4 | 3 | 津田沼北部 | 津田沼北部連合町会 | すずかけ歩道橋劣化に伴う改修、撤去または錆の除去 | すずかけ歩道橋の劣化が激しく、かつ、階段のコンクリートの剥離および歩道橋全体の塗料のはがれ、錆が著しい。市の「表玄関」に存する歩道橋として体裁が悪い。早急な対応をお願いします。 | 今年度以降の予算で対応・検討 | 階段のコンクリートの剥離については、階段最上段の舗装剥がれを令和7年12月に補修をいたしました。歩道橋の塗装剥がれ等の大規模な補修につきましては、令和3年度の点検結果を踏まえた「習志野市歩道橋長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に補修を行っております。現在は、JR津田沼駅北口ペDESTリアンデッキの補修工事を令和7年度から令和9年度まで実施しております。すずかけ歩道橋につきましては、令和8年度に実施する点検の結果や地元町会との協議を踏まえて、補修または撤去を検討してまいります。 | 都市環境部 | 道路なおす課(旧道路整備課) | 道路の維持管理、改善等 |
| 4 | 4 | 津田沼北部 | 津田沼北部連合町会 | 津田沼一丁目公園遊具の撤去に伴う新設 | 津田沼一丁目公園内の遊具が旧式のため、部品など更新が叶わないことから撤去した。この公園は、親子連れの憩いの場であり、駅前の商業施設に隣接していることから公園の利用者が多いため、早急に遊具の新設をお願いします。 | 今年度予算に計上 | 津田沼1丁目公園の複合遊具につきましては、令和8年度に新たな遊具を設置いたします。 | 都市環境部 | 公園緑地課 | 公園・街路樹の維持管理、改良等 |
| 4 | 5 | 津田沼北部 | 津田沼北部連合町会 | 企業局から五差路間の道路照明灯の設置について | 企業局からJR津田沼駅に向かう道路の五差路までの間の街灯について、夕方の散歩、通勤及び買い物をする多くの人たちから、照度の向上を求められています。高齢者が多く住む当地区において、夕暮れの散歩時に無灯火の自転車往来が暗いために、接触寸前になることもある。場合により、道路照明灯の設置の検討をお願いしたい。 | 対応不可 | 街路灯につきましては、改めて現地調査を行った結果、照度が確保されていたため、新たに設置する予定はございません。現状にて、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。なお、自転車の運行については、令和8年4月1日より、改正道路交通法が施行され、16歳以上の自転車運転者の交通違反が交通反則通告制度の対象となったことから、取締りが強化されています。引き続き警察や交通安全協会と連携し、交通安全啓発に努めてまいります。 | 都市環境部 | 道路管理課 | カーブミラーや防犯灯の設置 |
| 4 | 6 | 津田沼北部 | 津田沼北部連合町会 | 企業局から五差路間の歩道に自転車優先表示 | 企業局からJR津田沼駅に向かう道路の五差路までの間は、駅を利用する者の通勤・通学経路であり、朝夕の通勤、通学時間帯、また、駅前スーパーなどへ買い物に行くため、自転車を利用する者が多いことから歩行者の安全・安心のために、自転車優先の表示の貼付あるいは自転車走行ラインの線引きをお願いします。「わいがや通り」の自転車専用表示に出来ないか。 | 対応不可 | 道路交通法においては、自転車は車両であることから、車道の左側を通行することとされております。本市では自転車が安全に通行できるよう「習志野市自転車交通環境整備計画」を策定し、整備を進めていく方針としております。現在は、ハミングロードにおいて自転車の通行位置と方向を示す青色の矢羽根型路面表示の整備を優先的に行っているところでありますが、早期に整備効果を高めるため、令和7年度から施工方法の見直しを行いました。今後も順次取り組んでまいります。なお、自転車の運行については、令和8年4月1日より、改正道路交通法が施行され、16歳以上の自転車運転者の交通違反が交通反則通告制度の対象となったことから、取締りが強化されています。引き続き警察や交通安全協会と連携し、交通安全啓発に努めてまいります。 | 都市環境部 | 道路管理課 | 道路の維持管理、改善等 |
| 4 | 7 | 津田沼北部 | 津田沼北部連合町会 | 津田沼1丁目さくら公園交差点入口柵ぎわのブロック欠損 | 津田沼1丁目さくら公園北東側交差点入口にある柵ぎわの左右のブロックが欠損しており、町会員がそこに足を取られ転倒寸前になるなど安全性に欠けていることから、早急な補修を講じていただきたい。 | 昨年度予算で対応 | 令和8年3月に段差を補修いたしました。 | 都市環境部 | 公園緑地課 | 道路の維持管理、改善等 |
| 4 | 8 | 津田沼北部 | 津田沼北部連合町会 | 津田沼1丁目18番先の市有地の雑草除去と舗装化 | 津田沼1丁目18番と19番の間の市有地について、付近の一部私有地前を市有地との境界を明確にし、市有地側についての雑草の除去と併せて早急な舗装化を講じていただきたい。 | その他 | 津田沼1丁目18番先の市有地における草刈につきましては、年間2回行っております。今後も雑草の繁茂状況を踏まえ、適宜実施してまいります。また、現状未舗装箇所は市の管理部分と私道部分が混在しておりますが、現時点において、境界の確認及び舗装化について予定はありません。 | 都市環境部 | 道路つくる課(旧街路建設課) | 公園・街路樹の維持管理、改良等 |
| 4 | 9 | 津田沼北部 | 津田沼北部連合町会 | 津田沼一丁目公園と八坂神社際の排水溝の詰まり解消 | 津田沼一丁目公園と八坂神社際(バイクの駐輪場側)にある排水口が、泥水、草木や葉などにより目詰まりすることが多く、解消に向けた対応策を講じていただきたい。 | 昨年度予算で対応 | 集水樹の状況を注視し、適宜、集水樹及びその周辺の清掃を実施してまいります。 | 都市環境部 | 道路管理課 | その他 |
| 4 | 10 | 津田沼北部 | 津田沼北部連合町会 | 五差路交差点から久々田歩道橋に向かう京成線土手の雑草除去 | 京成線の土手の雑草の繁茂が著しいことから、歩道が狭隘となり歩行者、自転車利用者の歩行、通行の妨げとなっている。また、雑草の繁茂に乗じ、ごみの投棄もみられることから定期的な刈り込みを希望します。管轄が京成電鉄であれば、市行政より申し入れを願う。 | 今年度予算に計上 | 当該地の草刈については年3回行っております。今後も雑草の繁茂状況を踏まえ、適宜実施してまいります。 | 都市環境部 | 道路つくる課(旧街路建設課) | 公園・街路樹の維持管理、改良等 |

| 地区番号 | 個票番号 | 地区名 | 申出人 | 件名 | 要望内容 | 対応の種類 | 回答内容 | 部名 | 課名 | 要望の種類 |
|------|------|-------|-----------|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-----------------|
| 4 | 11 | 津田沼北部 | 津田沼北部連合町会 | 津田沼1丁目7番地先の京成松戸線&JR線沿線に係る雑草の除去 | 要望場所の住民より、過去市へ申入れをおこなっており、土地所有の確認待ちとのこと。雑草の繁茂に乗じたごみの投げ捨て、たばこポイ捨てが多く、火事の心配がある。定期的な除草作業をお願いしたい。 | 今年度予算に計上 | 要望箇所については習志野市が所有する土地であることが確認できたため、令和8年度より、定期的な除草を実施してまいります。 | 都市環境部 | 道路管理課 | 公園・街路樹の維持管理、改良等 |
| 4 | 12 | 津田沼北部 | 津田沼北部連合町会 | 津田沼1丁目23番の商業施設に入る階段の黄色線の剥離 | 五差路から津田沼1丁目23番の商業施設内に入る導線上の階段の黄色の線が剥離しており、昼夜を問わず昇降時に危険を感じる。高齢者の足元を確実なものとするためにも早急な対応をお願いしたい。管轄が商業施設であれば、市行政より申し入れを願う。 | 他機関へ依頼 | 現地確認の結果、ご要望場所はイオン津田沼店の敷地内であることが判明しましたので、イオン津田沼店の店長に会ってご要望をお伝えしたところ、本件についてイオン津田沼店側で対応することを約束していただきました。 | 協働経済部 | 産業振興課 | その他 |
| 4 | 13 | 津田沼北部 | 津田沼北部連合町会 | 津田沼1丁目さくら公園内にある柵(3カ所)の劣化 | 津田沼1丁目さくら公園入口箇所にある柵(3カ所)は、特に錆が大きく目立つことから、対応をお願いしたい。 | 今年度予算に計上 | 令和8年度に柵を改修いたします。 | 都市環境部 | 公園緑地課 | その他 |
| 4 | 14 | 津田沼北部 | 津田沼北部連合町会 | 津田沼1丁目五差路から商業施設間の歩道の雑草刈りについて | 津田沼1丁目五差路から商業施設間の歩道の雑草が繁茂し、通行人がこの繁茂に乗じて、ごみを捨てる者が多い。また、虫の発生がみられることから定期的な草刈りをお願いします。 | 今年度予算に計上 | 要望箇所の草刈りにつきましては、令和7年度は年4回定期的な草刈りを実施いたしました。令和8年度は草の繁茂状況等を考慮し、草刈り回数を5回に増やし、適切な維持管理に努めてまいります。 | 都市環境部 | 公園緑地課 | その他 |